

## 議案第 9 2 号

甲府市都市公園条例の一部を改正する条例制定について  
甲府市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。  
令和 7 年 9 月 4 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

### 甲府市都市公園条例の一部を改正する条例

甲府市都市公園条例（昭和 3 2 年 1 2 月条例第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 中「及び甲府市甲府駅北口多目的広場（以下「多目的広場」という。）」を「、甲府市甲府駅北口多目的広場（以下「多目的広場」という。）及び遊亀公園（法第 5 条第 1 項の規定による許可を受けた施設を除き、遊亀公園に設置する附属動物園（以下「附属動物園」という。）を含む。第 3 条の 3、第 5 条、第 7 条から第 8 条まで及び第 1 2 条において同じ。）」に改める。

第 3 条の 3 に次の 1 号を加える。

#### (4) 遊亀公園

ア 法第 6 条第 1 項又は第 3 項の許可に関する業務（法第 7 条第 1 項第 6 号に規定する仮設工作物で、遊亀公園の設置目的の範囲内で設けられるものに対する定型的な許可に係るものに限る。）及び第 5 条第 1 項又は第 3 項の許可に関する業務

イ 附属動物園の利用の許可に関する業務

ウ 施設、設備等の維持管理に関する業務（動物の飼育及び展示に関する業務を除く。）

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が定める業務

第 5 条第 1 項及び第 7 条第 1 項中「及び多目的広場」を「、多目的広場及び遊亀公園」に改める。

第7条の2第1項中「許可に限る。）」の次に「を受けた者」を加え、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第1項及び第2項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 法第6条第1項若しくは第3項の許可（遊亀公園に係るもののうち、法第7条第1項第6号に規定する仮設工作物で、遊亀公園の設置目的の範囲内で設けられるものに対する定型的な許可に限る。）又は第5条第1項若しくは第3項の許可（遊亀公園に係るものに限る。）を受けた者は、別表第1に定める額の範囲内において、市長の承認を受けて指定管理者が定める額の利用料金を納付しなければならない。

第8条中「及び多目的広場」を「、多目的広場及び遊亀公園」に改める。

第12条第1項に次の1号を加える。

(5) 第17条第4項各号のいずれかに該当すると認められる者

第12条第3項中「及び多目的広場」を「、多目的広場及び遊亀公園」に改め、「第6条の2第1項」の次に「若しくは第17条第2項」を加える。

第17条を次のように改める。

（遊亀公園附属動物園）

第17条 附属動物園の開園時間及び休園日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、臨時に開園し、若しくは休園し、又は開園時間を変更することができる。

(1) 開園時間

ア 4月1日から10月31日まで 午前9時から午後5時まで

イ 11月1日から翌年3月31日まで 午前9時30分から午後4時30分まで

(2) 休園日

ア 12月29日から翌年1月1日まで

イ 月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日である場合は、その日後においてその日に最も近い休日でない日）

- 2 附属動物園に入園しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。
- 3 指定管理者は、前項の許可をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。
- 4 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、附属動物園への入園を許可しないことができる。
  - (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
  - (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
  - (3) 施設、設備等を損傷し、又は動物に危害を加えるおそれがあると認められるとき。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、附属動物園の管理上支障があると認められるとき。
- 5 第2項の許可を受けた者は、別表第4に定める入園料を前納しなければならない。
- 6 第7条第3項及び第4項の規定は、前項の入園料について準用する。
- 7 附属動物園において生じた損害については、市の責めに帰すべき事由に基づくものを除き、市は、その賠償の責めを負わない。

#### 附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に効力を有する市長の行った利用の許可その他の処分（この条例による改正後の第3条の3第4号の規定による許可に相当する許可及びこの条例による改正後の第8条又は第12条の規定による処分に相当する処分（遊亀公園に係るものに限る。）に限る。）は、この条例の施行の日以後においては、指定管理者の行った利用の許可その他の処分とみなす。

## 提案理由

遊亀公園の管理を指定管理者に行わせるとともに、利用料金に関する制度を導入するについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。